

世帯と人口

(9月1日現在)
 世帯 47,764
 人口 124,323人
 男 63,345人
 女 60,978人

問 行政経営課
 (☎235・4698=直通)

広報 **えびな**

編集・発行 海老名市役所 市長室
 〒 243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1
 ☎ 046 (231) 2111(代) ☎046 (233) 9118
 URL <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

「広報えびな」は、市シルバー人材センターの会員が各家庭へ直接配布しています。お手元に届かない場合はご連絡ください。
 問 同センター (☎292・0303)

未来に残そう地球の資源

～環境に配慮した設備などに助成～



▲雨水タンクから水をくむ堀越さん。このサイズで200リットル入る

雨水利用施設など

雨水や太陽光・熱を利用する施設のほか、排気ガスのない電気自動車、高効率の給湯器など環境に配慮し

私たちの生活は、資源やエネルギーを大量に消費して豊かになりましたが、一方で地球温暖化や酸性雨など地球規模の環境問題が深刻化しています。このため市では、ごみと資源の分別収集・リサイクルの推進など、みなさんの協力のもと、地球環境の保全や環境への負荷低減を図る各種事業を実施しています。今回は環境保全に取り組む費用の助成制度をご紹介します。

た設備の設置などに対して、その経費の一部を助成しています(下表)。

転入予定の方も対象に

助成を受けることができるのは、市内の自宅に助成対象となる設備を設置する方で、市税等の滞納がない方です。なお、今年9月1日から、現在は市外にお住まいでも、来年3月末までに転入する方も対象となりました。

合併処理浄化槽設置

市では、生活排水による水質・生活環境の悪化を防

環境に配慮した設備などの助成内容

種 別	助 成 金 額	
雨水貯留施設	設置費の3分の1、限度額1万円	
太陽光発電施設	発電能力1kwにつき3万円、限度額10万円	
太陽熱利用施設 (集熱器と蓄熱槽で構成され、給湯・冷暖房等に利用するシステムが対象)	1施設につき3万円	
風力発電施設	発電能力1kwにつき3万円、限度額9万円	
低公害車 (電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車対象)	通常車との差額に0.2を乗じた額、限度額10万円	
省エネナビ	購入価格の2分の1、限度額1万円	
高効率給湯器	CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	1施設につき2万円
	潜熱回収型給湯器	1施設につき3万円
	ガスエンジン給湯器	1施設につき2万円

雨水を有効利用する堀越さん

「水を大切にしたい」という堀越文男さん(国分寺台=写真)は、毎日の花の水やりに雨水を利用。「水道代の節約になっています。災害などの断水時にはトイレ用にも使えます」と話します。

▽助成限度額 ①5人槽 34万2000円 ②6人槽 41万4000円 ③8人槽 47万7000円 ④10人槽 53万7000円
 問 環境保全課 (☎235・4912)

きれいなまちづくり活動への補助

○対象団体

- 自治会・老人会・子ども会・PTA・NPO法人で、次の条件を満たした団体(事前に登録が必要)
- ①市内を拠点に活動し、10人以上で構成
- ②代表者・会計責任者が市内在住
- ③月1回以上きれいなまちづくり活動を実施する

○活動内容

- ・地域の道路・歩道・広場などの清掃
- ・不法投棄防止のパトロール・監視
- ・駅前や繁華街など不特定多数の人が集まる場所の清掃
- ・ごみの散乱防止用の花プランターなど設置
- ・ごみの減量化、資源化のための分別・啓発

○奨励金

3,000円/月(上限36,000円/年)
 ※四半期ごとに活動時の写真を添付した交付請求書兼事業報告書で申請

きれいなまちづくり活動

市では、地域の清掃や不法投棄防止のパトロールなど、きれいなまちづくりを推進する団体の活動に奨励金を交付しています(左表)。

生ごみ処理機

これまでも広報などでお知らせしているとおり、みなさんのご協力で市の燃やせるごみの量は減少しています。しかし、ごみ処理による環境への負荷をさらに減らすためにも、その半分以上を占める生ごみを減らすことが大切です。

市では、環境に配慮したごみの減量に向け、生ごみ処理機の普及を推進しています。市内在住の個人または事業所を対象とした、生ごみ処理機購入費用の一部補助制度をご活用ください(下表)。

生ごみ処理機の補助制度

	補助対象台数 (1世帯・1事業所につき)	補 助 額
電動式 (ディスポーザーを除く)	1台	購入価格の2分の1以内 (限度額4万円)
たい肥式 (コンポスト・EM容器)	2台 (屋外型・屋内型合わせて)	1台につき購入価格の3分の2以内 (限度額3万円)

※申し込み前に処理機を購入した場合は、補助を受けることができません。

自治会や老人会・子ども会・PTA・NPO法人の団体が対象です。
 問 資源対策課 (☎235・4923)